

25 - 02 情報公開及び広報広聴事業

- 1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) ホームページの開設
速やかに新市のホームページを開設し、各市町のホームページは合併後も1年程度維持。
 - (2) 情報公開
情報公開条例に基づき積極的に公開。
 - (3) 市町政懇談会
 - (4) 広報誌
- 2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 個人情報保護
 - (2) 市長の資産公開
- 3 音別町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 行政手続条例